

◆太枠内を記入し、添付書類を添えて下記へご送付ください。
<添付書類>

1 勤務先の資格確認書又は資格情報のお知らせ(コピー) 2 安城市の資格確認書又は資格情報のお知らせ(原本)

国民健康保険資格喪失届

国保課税額が減額になる場合は、この届出を処理した月の翌月以後に税額変更通知を送付します。
納付期限が、処理した月より前の国保税につきましては、督促状が届く場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険の資格喪失を届け出ます。

令和 年 月 日

マイナンバーを利用して健康保険情報を照会することに同意する。

※同意いただくと、添付書類に不備があっても手続きが完了する場合がございます。

届出義務者(世帯主)

住所	個人番号(マイナンバー)
フリガナ	電話番号(携帯など)
氏名	() -

国保をやめる人

※同封した添付書類の にチェックを記入してください。

氏名	<input type="checkbox"/> 上記 世帯主と同じ	勤務先の資格確認書又は資格情報のお知らせ	<input type="checkbox"/> コピー同封	安城市の資格確認書又は資格情報のお知らせ	<input type="checkbox"/> 原本同封 ※紛失の場合は下記へ
氏名			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
個人番号			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
氏名			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
個人番号			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
氏名			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
個人番号			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
氏名			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "
個人番号			<input type="checkbox"/> "		<input type="checkbox"/> "

資格確認書の原本を同封できない場合は、下記をご確認ください。
(原則として紛失以外の場合は返送が必要です。)



資格確認書を紛失された方へ

- 健康保険の加入日以降、安城市の資格確認書は使用できません。
- 資格確認書を発見した場合は、速やかに返納してください。
- 健康保険の加入日以降、安城市の資格確認書を使って医療機関(病院等)にかかった時は国民健康保険が負担した費用を支払っていただくこととなりますので、医療機関へ新しい資格確認書又はマイナ保険証を必ず提示してください。

<送付及び問い合わせ先> 安城市役所 国保年金課 国保係
〒446-8501 安城市桜町18番23号 電話 (0566) 71-2230 (直通)

記入例

- 郵送での手続き方法
太枠内を記入し、添付書類を添えて下記へご返送ください。
- <添付書類>
- 1 勤務先の資格確認書又は資格情報のお知らせ(コピー)
 - 2 安城市の資格確認書原本又は資格情報のお知らせ(原本)

国民健康保険資格喪失届

国保課税
納付期限

同意の場合は、口にチェックを記入してください。

の翌月以後に税額変更通知を送付します。
督促状が届く場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険の資格喪失を届け出ます。

令和8年4月1日

マイナンバーを利用して健康保険情報を照会することに同意する。

※同意いただくと、添付書類に不備があっても手続きが完了する場合がございます。

届出義務者(世帯主)

住所	安城市桜町18番23号	個人番号(マイナンバー)	1234 5678 9012
フリガナ	アンジョウ タロウ	電話番号(携帯など)	(090)1111-1111
氏名	安城 太郎		

国保をやめる人

※同封した添付書類の にチェックを記入してください。

氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 上記 世帯主に同	個人番号(マイナンバー)が分かる場合はご記入ください。	同封	安城市の資格確認書又は資格情報のお知らせ	<input checked="" type="checkbox"/> 原本同封 ※紛失の場合は下記へ
氏名	安城 花子		<input checked="" type="checkbox"/>	の資格確認書又は資格情報のお知らせ	<input type="checkbox"/>
個人番号	9876 5432 1012				<input type="checkbox"/>
氏名			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
個人番号			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
氏名			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
個人番号			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
氏名			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
個人番号			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

資格確認書の原本を同封できない場合は、下記をご確認ください。
(原則として紛失以外の場合は返送が必要です。)

資格確認書を紛失された方へ

- 1 健康保険の加入日以降、安城市の資格確認書は使用できません。
- 2 資格確認書を発見した場合は、速やかに返納してください。
- 3 健康保険の加入日以降、安城市の資格確認書を使って医療機関(病院等)にかかった時は国民健康保険が負担した費用を支払っていただくことになりますので、医療機関へ新しい資格確認書又はマイナ保険証を必ず提示してください。

<送付及び問い合わせ先> 安城市役所 国保年金課 国保係
〒446-8501 安城市桜町18番23号 電話 (0566) 71-2230 (直通)